

# 第10回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成24年2月8日(水) 午後4時～午後6時

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、鶴澤富士夫委員、岡村裕之委員、小川善之委員、木村琢磨委員  
國松憲子委員、清水佳寿子委員、多賀谷一照委員、中曾根玲子委員、星野潤子委員

(2) 事務局

大野総務局長、深山政策法務課長、若菜市政情報室長、田中政策法務課主査、大槻  
政策法務課主事

(3) 実施機関

(保健福祉局健康部生活衛生課・保健所環境衛生課)

山口健康部長、本橋生活衛生課長、三井保健所次長兼環境衛生課長  
田中生活衛生課係長、館岡環境衛生課係長

(都市局都市部宅地課)

増田都市部長、上菌宅地課長補佐、高野宅地課主任主事、半沢主任主事

## 4 議 事

(1) 千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告について

(宗教に関する個人情報の収集の報告)

(2) 宗教に関する個人情報の収集方法の見直しについて

(3) 死者に関する情報の取扱いについて

(4) 報告

平成22年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(5) その他

## 5 会議経過

(深山政策法務課長) 委員の皆様方に置かれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにどうもありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます、政策法務課長の深山でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、前回の会議が昨年2月8日に開催されて以来、ちょうど1年ぶりの審議会の開催となります。この間、事務局の職員に移動がございましたので、議事に入ります前に、私のほうから事務局の職員を紹介させていただきます。

まず、大野総務局長でございます。

(大野総務局長) 大野でございます。よろしくお願いいたします。

(深山政策法務課長) 若菜市政情報室長でございます。

(若菜市政情報室長) 若菜でございます。よろしくお願いいたします。

(深山政策法務課長) 田中主査でございます。

(田中主査) 田中でございます。よろしくお願いいたします。

(深山政策法務課長) 大槻主事でございます。

(大槻主事) 大槻でございます。よろしくお願いいたします。

(深山政策法務課長) なお、本日でございますけれども、大木総務部長につきましては、申しわけございませんが所用により欠席でございます。よろしく、どうぞお願いいたします。

では、ここで大野総務局長からごあいさつを申し上げます。

(大野総務局長) 皆さん、こんにちは。

改めまして、総務局長の大野でございます。本日は大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。会議の開催に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本市の情報公開、個人情報保護制度を取り巻く状況でございますが、現在、国会では情報公開法の改正案が審議されており、これが成立いたしますと本市に置きましても、情報公開条例の見直しについて検討が必要となります。

また、昨年の東日本大震災以降、市民の防災意識は高まっておりまして、災害時の救急活動のために市が保有します災害時要援護者情報を、どのように活用していくかなどが課

題となっておりますのでございます。

本日、御審議いただく案件につきましても、近年、本市で問題となっているものでございまして、宗教法人が墓地経営や社寺仏閣の建築を行う際の個人情報収集に関するものでございます。

本日は、委員の皆様には専門的な見地から御審議をいただきまして、また御指導を賜りますよう、お願い申し上げまして私のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

(深山政策法務課長) 続きまして、本日の会議資料につきまして、事務局から御説明申し上げます。

(若菜市政情報室長) それでは、資料につきまして、御説明申し上げます。まず、会議次第をごらんください。

本日は、議事が3件、報告が1件でございます。

次第の下に席次表がございまして、配付資料でございますが、資料1から資料4-2まで5種類ございます。次第の下に重ねてございます。

まず、議事1として、個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく宗教に関する個人情報の収集の報告について、資料1がございまして、これは、墓地経営の許可事務による檀信徒情報の収集に関する案件でございます。

議事2は、宗教に関する個人情報の収集方式の見直しについて。これは前回、審議会で報告のありました市街化調整区域での寺院建設を目的とした開発の許可事務による信者の情報の収集に関する案件に関連しておりますもので、資料2でございます。

議事3も2と同様に、前回の案件に関連しておりますもので、死者に関する情報の取り扱いについて、資料3でございます。

次に、報告案件でございますが、平成22年度の運用状況の報告書、これは冊子でございますが、資料4-1。千葉市公報の抜粋が資料4-2でございます。

なお、冒頭の席次表でございますが、途中職員の入れかえがありますので、議事1まで、議事2のみ、議事3以降の3種類をお配りしております。

以上でございます。

(深山政策法務課長) それでは、これからの議事につきましては、稲垣会長さん、よろしくどうぞお願いたします。

## 議事（１） 千葉市個人情報保護条例第 7 条第 4 項の規定に基づく報告について

### （宗教に関する個人情報の収集の報告）

（稲垣会長） それでは、ただいまから第 10 回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。なお、木村委員と鶴澤委員が少しおくれて出席されると、連絡を受けております。定刻ですので、定足数もそろっておりますので始めたいと思います。

本日の会議は、事前に委員の皆さんに御案内しておりますとおり、公開の会議として開催したいと思います。

傍聴人は、お渡ししている傍聴要領に従って、傍聴するようにお願いします。

お手元の会議次第に従いまして、議事に入りたいと思います。会議の終了時刻ですが、午後 6 時を予定させていただいております。そのため、議事 1 から 3 についてはそれぞれ 30 分、また運用状況の報告につきましては 15 分を目安に、議事進行をさせていただきたいと存じますので御協力をお願いします。

では、初めに議事 1、千葉市個人情報保護条例第 7 条第 4 項の規定に基づく報告についてを議題といたします。

事務局から御説明をお願いします。

（田中主査） それでは、まず事務局から、これから行われます報告の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

本日、お手元にお配りさせていただいております白い冊子が 4 冊ございますが、そのうち緑の附せんがしてあるもの、個人情報保護事務の手引その 1 というものがございます。緑の附せんが右上についている冊子でございます。44 ページでございます。

こちらは、個人情報保護条例第 7 条第 3 項、収集する内容の制限に関する規定でございます。読み上げますと、「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」とございます。

そして、1 号といたしまして「法令等に定めがあるとき」とございます。

次に、2 号といたしまして、「個人情報を取り扱う事務の性質上、当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき」とございます。

本件は第 2 号に該当いたします。

次に、その下に、この規定の解釈が書かれておりますが、このページの一番下の行から次のページにかけて（3）第 2 号関係というものがございます。

そこで、45ページをごらんいただきたいと存じます。

「個人情報を取り扱う事務の性質上、当該個人情報が必要不可欠である」というのは、どうということかについて記載されてございます。

それは、「個人情報を取り扱う事務の趣旨、目的等を考慮し、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集が、当該事務の目的を達成するためには欠くことができず、他に代替することができないことをいう」とございます。

そして、その下に運用がございまして、第2号に該当するとして、「宗教等の個人情報を収集したときは、事後にその旨を審議会に報告しなければならない」と書いてございます。これは第4項の規定ということでございます。

そこで、次のページをごらんいただきたいと存じます。

第4項、内容制限の収集の報告に関する規定でございます。実施機関は、前項に規定する個人情報、つまり宗教等の個人情報のことでございますが、これを同項第2号の規定により収集したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならないとございます。

そして、次に、48ページ、第5項のところをごらんいただきたいと存じます。

内容制限の収集に対する意見に関する規定でございます。

「前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告にかかる事項について、当該実施機関に対し意見を述べることができる」というふうに書かれてございます。

今般、生活衛生課及び環境衛生課において、宗教に関する個人情報を収集した事務がございましたので、これにつきまして審議会に報告し、必要に応じ御意見をちょうだいするというものでございます。

それでは、ここから先は実施機関の方でよろしく申し上げます。

(山口健康部長) 保健福祉局健康部長、山口でございます。よろしくお願ひいたします。

座りまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料1の千葉市情報公開・個人情報保護審議会への報告についてを、ごらんいただきたいと思ひます。千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告について説明をさせていただきます。

初めに1、個人情報取り扱う事務の名称及び目的でございますが、事務の名称は「墓地等経営許可事務」でございます。本市では、墓地・埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地や納骨堂の経営、または変更の許可に際し、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の規定に基づき実施する事前協議において、許可基準、審査基準に適合して

いるかの審査を進めるためでございます。

このたび、宗教法人から平成23年10月6日付けで事前協議書の提出があり、事前協議の審査に必要な個人情報の収集を行ってございます。この個人情報につきましては、民間墓地開発の進展による墓地の過剰供給、周辺の土地利用及び地域環境への影響が問題化していることなどから、平成19年9月19日に千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正し、それに伴い事前協議実施要綱を改正したことから、要綱に基づき収集したものでございます。

要綱の改正後から現在までに、事前協議書の提出は本件を含め5件ございました。事前協議の審査に必要な個人情報の収集を行っております。なお、今日まで当審議会への報告がおくれてしまいました理由についてですが、墓地等の経営許可事務の所管課においては、千葉市個人情報保護条例第7条第3項第1号規定されている「法令等に定めがあるとき」に該当するものと解してございましたが、同条例の所管課から1号に該当するか否かについては、疑義を残すということで、第2号に基づく収集として審議会に報告すべきではないかといった指摘がございましたので、今回審議会に報告するところでございます。

詳細につきましては、生活衛生課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(本橋生活衛生課長) 健康部生活衛生課の本橋です。どうぞ、よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料1、4、収集年月日をごらんください。平成20年の要綱の一部改正後、始めに個人情報を収集しましたのは、(1)平成22年3月1日から現在まで、5件の墓地や納骨堂の経営許可及び変更許可の事前協議書の提出が宗教法人からありました。宗教法人が墓地、納骨堂を経営することを目的に提出しました、5件の事前協議書を審査するため、墓地、納骨堂の購入を希望している檀家や信者、合計1,300人分の名簿の収集を行いましたので、千葉市個人情報保護条例に基づき報告するものでございます。

資料1の別紙1、一枚開いていただきまして、宗教に関する個人情報の収集についてをお開きください。それに、基づいて説明をさせていただきます。

始めに1、報告事項についてですが、宗教法人の経営予定の墓地等を必要としている者に係る個人情報の収集についてでございます。

次に、2、個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称についてですが、保健福祉局健康部生活衛生課及び保健所環境衛生課でございます。

次に、3、個人情報を取り扱う事務の名称及び目的についてですが、名称は「墓地等経営許可事務」で、目的は墓地・埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地等の経営及び変更の許可に際し、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の規定に基づき、実施する事前協議において、許可基準、審査基準に適合しているかを審査するためでございます。

次に4、個人情報の対象者の範囲についてですが、檀信徒で墓地等を必要としている者、つまり申請者であります宗教法人が経営を予定している墓地等を必要としているものでございます。ここに記載しております檀信徒ですが、宗教法人の檀家・信徒だけでなく、今後、檀家・信者になる予定の者、宗教法人の教義・典礼等を受け入れる者なども含まれ、幅広くとらえております。

次に、5、個人情報収集先及び収集する個人情報の項目についてですが、収集先は申請者であります宗教法人で、項目は檀信徒で墓地を必要としている者の氏名及び住所を記載した名簿でございます。

次に、6、個人情報収集方法についてですが、①をごらんください。墓地等の経営を予定し相談に来た宗教法人に対し、保健所の環境衛生課が墓地等の許可の手続について説明をする際に、事前協議において檀信徒で墓地を必要としている者の名簿が必要であることを説明いたします。このとき、名簿は墓地等の区画数を算定するために必要であること。その審査において、行政が名簿の信憑性を確認すること。本人の同意を得て名簿を作成することを合わせて説明しております。

次に、②をごらんください。宗教法人は、墓地を必要とする者の同意を得た上で、情報を収集し、その者の住所、氏名の名簿を三部作成いたします。

次に、③をごらんください。三部の名簿は、事前協議書に添付して保健所環境衛生課に提出されます。

次に、④をごらんください。そのうちの一部は生活衛生課に關係書類とともに送付されます。名簿の管理状況についてですが、生活衛生課で一部、保健所環境衛生課で一部を保管しております。残りの一部は、事前協議に対する回答文書とともに、申請者である宗教法人に返却されます。なお、個人情報の収集は本人から収集することが原則ではありますが、宗教法人に対して本人の同意を求めること、同意に基づき名簿を作成することを指導しており、提出された名簿は本人の同意があるものと解釈し、宗教法人から収集しているものです。

次に7、収集を行う理由についてですが、宗教法人による墓地等の経営の許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるためでございますが、その考え方といたしまして二点ございます。

一点目といたしましては、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条で許可の基準として、「宗教法人が宗教法人法第2条に規定する目的のために行う活動として設置した墓地を経営しようとする場合」と規定しており、その基準に適合していることを判断するために求めるものでございます。このことについて補足いたしますと、宗教に関する個人情報に宗教行動の目的のために墓地や納骨堂を設置する場合に限ると条例で規定しており、その目的に適合していることを判断するためのものでございます。

次に、二点目といたしましては、事前協議実施要綱で宗教法人が新たに墓地を設置する場合に、墓地を必要としている檀信徒数が示されていることと規定しており、墓地等の必要な区画数を算定するための根拠としても求めるものでございます。このことについても補足いたしますと、墓地開発には多額の費用と時間を要することから、誤った見込みに基づく開発は墓地等の経営破たんを引き起こし、墓地の利用者に影響を及ぼす可能性もあります。それを防ぐためにも中長期的な墓地の需要を見込んで、墓地の区画数を算定する必要があります。また、算出された区画数は許可の条件として規定しております。

以上のことから、檀信徒で墓地等を必要としている者の名簿は、墓地等の経営許可の事務を行うに当たって必要不可欠であり、これにかわる手段はないものと考えております。

次に、資料1の別紙2をごらんください。法、条例等の規定についてをお聞きください。

墓地・埋葬等に関する法律、宗教法人、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例、条例施行規則、事前協議実施要綱について、それぞれの関連する条文を抜粋しておりますので、参考にいただければと思います。

以上で、私からの説明は終わります。どうぞ、よろしくお願いたします。

(稲垣会長) 実施機関さん、これで御説明は終わりですね。

今の御説明をお聞きして、皆さん、委員の先生方から御質問等ございますか。

(岡村委員) 一つ、質問よろしいでしょうか。美浜区から来ました岡村と申します。

事前協議というのは、ちょっと具体的にイメージがわからないのですが、どんなものでしょうか。ちょっと教えていただきたいのですが。

(本橋生活衛生課長) 千葉市の場合は、事前協議といたしまして工事に着工する前に、計画について事前に市と協議をしていただくという形になります。協議の結果、問題のない



ことが確認された後に、工事をしていただきます。その後に、工事を着手して墓地ができ上がった後に、今度は許可の申請をしていただいて、許可を受けていただいて経営という形になります。そのため工事をして許可を受けますが、工事をしてしまって間違ったものをつくってしまったらすると許可が下りなくなってしまうので、そういうことのないように、その前の段階で事前協議という形で内容を審査させていただいています。

(岡村委員) いわゆる建設をする前に、事前協議という形で一応議論して、それから建設に入るといふ、そういうことになるんですか。

(本橋生活衛生課長) はい、そうです。

(岡村委員) わかりました。

あと、もう一つなのですが、個人情報収集するに当たって、いわゆる信徒の方から収集するに当たって、直接市として個人情報を収集するのか、それとも宗教法人を介して収集するのか、どちらなのでしょう。ちょっとわかりにくかったんですけども。

(本橋生活衛生課長) まず、事前協議の実施要綱、資料1の別紙2をごらんください。右から二列目のところに、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則ということとで5条が書いてあります。事前協議書等ということなんです。条例の施行規則の第5条になります。ここに事前協議書等ということとで、第5条に条例第6条に規定する墓地・納骨堂の工事着工前における協議を行おうとするものは、墓地経営許可、事前協議書に別に定める書類、図面を添付し市長に提出しなければならないと書いてございます。それを受けて、一番右側の列になるんですが、事前協議実施要綱の第3条で規則第5条の別に定める書類、図面は次に掲げるものとするとして書いてありまして、11号のところに墓地経営の必要性を証する書類ということとで、檀信徒で墓地を必要としている者の名簿等と書いてございます。ここで、名簿を求めています。先ほどの質問になるんですが、市として規定して書類を求めています。それは、宗教法人に書類を添付させて提出させているという形になっています。

(岡村委員) 収集の主体は、市にあるという形で取っているということですね。

(本橋生活衛生課長) はい、そうです。

(岡村委員) 手順としては、そういう手順で取っているということですか。

(稲垣会長) さっきの御質問は、直接収集しているのかどうかという、そういう質問なんでしょう。それに対して、規則はもういいんですけども、直接ではなくて同意を得て取っていると端的に答えていただかないと、時間が実は押しているので条例は必要なら、

また言ってもらったらいいいという、そういう回答の仕方にしていただけますか。

(山口健康部長) そういう意味では宗教法人を介して、墓地を必要としている檀信徒さんの名簿をいただいているということになります。

(稲垣会長) そういうことですね。

(岡村委員) 市が直接取得しているという形ではない。本人の同意を得てですか。

(山口健康部長) 宗教法人が、まず集めてそれを市に提出するという。檀信徒さんがだれだか、我々わかりませんので、それは直接取るとは物理的に難しいと。

(多賀谷委員) 基本的に、宗教法人法10条の規定からは、檀信徒の個人情報を収集してもいいことが書いてありませんので、法律の規定に基づいて個人情報を収集してもいいんだということには、多分ならないと思います。したがって、今までの運用は、やはりそういう意味では間違っていると思います。

それから、今の岡村委員のお話ですけれども、条例上も市長と協議しなければいけないと書いてあって、それ以上、個人情報を収集することができるということは条例にも書いていないし、条例には多分書けないと思うんです。

したがって、あくまでも事前協議実施要綱というのは行政指導であって、法的には墓地を申請するために檀信徒の個人情報を提出することは義務ではないと思います。だから、仮に檀信徒の個人情報を提出しないということを理由に、千葉市のほうが許可をしなかったら、それは多分違法ということになると思います。最終的には。

ここではあくまでも墓地を開設することについての妥当性を判断する情報として、宗教法人のほうに提出してくれということ任意で要求している。それに対して、任意で宗教法人のほうは提出しているという。そういうふうにはしか解せないと思います。提出させることを義務づけること自体を、条例とか行政指導で義務づけることは、多分基本的にはできないと思います。

ただ、もう一つ、それと、ちょっとややこしい話なんですけれども、これ条例の話じゃなくて国の話なので、国の個人情報保護法においては宗教法人は適用除外です。宗教法人における個人情報は個人情報保護法で適用除外なので、個人情報保護法上は保護されていないというところが。政治団体、宗教法人は適用除外です。だから、その意味では条例上どうなのかなと、さっきから考えていたんですけれども。

(稲垣会長) 今の多賀谷先生のお話で、まず法令には該当しないと。それは実施機関もそういうことで今必要不可欠の報告を行うと、そういう意味なんですね。だから、法令に

定めがあるときには該当しないと事務局も認めた上での今回の報告になっている。

問題は、必要不可欠ということに当たるのか、当たらないとしているのではないけれども、報告してきたわけですね。それが必要不可欠として審議会で承認するのか、いや、それは必要不可欠ではないだろうということなのか、そういうことなんです。

(多賀谷委員) いや、一応任意に提出してきた場合には、それをファイルして収集することはいいかどうかということを知られているということだと思っんです。

(稲垣会長) 今の多賀谷さんがおっしゃった宗教法人は適用除外というのは、宗教法人は檀信徒のいろいろなことを集めることは構わないと、そういうことです。

(多賀谷委員) それについて、宗教法人が個人情報取扱事業者ではないという。そういうことですね。

(稲垣会長) それは、法人自体は構わない。それを市がそれをもらっていいかというのは別の問題です。

(多賀谷委員) また、別の問題ですね。

(稲垣会長) はい、そういう今の御説明です。

実は、余り時間、10分しかないので、本来の内容に入りたいと思うので、結局、御質問もいろいろあるかと思うんですけれども、必要不可欠かという実施機関の報告ですよ。それについて、審議会としてなぜ墓地をするのに信徒の名簿は必要、必要かもしれないけれどもあって悪いことはない。不可欠かという、その問題ですね。皆さんも疑問があるかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

はい、どうぞ。小川委員。

(小川委員) 私たちのほうで、よく回りから墓地やなんかできることに対して、反対というのが多いんですよ。反対のときに、何か行政が簡単にそういう許可してしまうみたいな感じがあるから、できるだけハードルを高くしてもらいたいという要望が強いんですけれども、その中に信徒がたくさんいればしょうがないだろうと地域も納得するんだけど、信徒がいるか、いないかわからないのに、どんどん墓地や何かつくりたいと申請が出たら、どんどん出してしまうというふうに見られると、どうも千葉市のやっていることは信用できないと、こんなような空気になってしまうわけですよ。みんな、一般の人たちはそんな法律の専門家ではありませんので、その辺の理解が非常にされない。もっと厳しく市、行政が指導したり、あるいはちゃんと調査をしたほうがいいのではないかな。極端に言えば、宗教法人が持ってきた情報などを信じたって、それがどんな情報くるか、わか

らないんだから、市が独自に調査をやるべきだぐらいまでのことを一般の市民は考えているんですよね。逆に言うんですけどね。それぐらい個人情報に反するのかもしれない。法的には反するのかもしれませんが、市民感情としては、やはりきちんとその辺を調べてもらいたいと、こういう気持ちが強いと思いますので、そのことをちょっと述べておきたいと思います。

(稲垣会長) 小川委員のお気持ち、そういうことですね。

それから、今お聞きしていて一つ別の問題もあるかなと思ったんですが、同意を取っている、同意書を取るのではなくて、指導しているから同意をとっているはずだという、そういう御説明だったように思うんですね。それでいいのかという問題があるなと思いますね。同意書はあるか、ないか。同意を取るような指導しているから、同意を取っているはずだと、そういう何か同義反復みたいな、さっきの御説明そんな話だったですね。

(本橋生活衛生課長) 同意は取ってはおりませんが、事務の流れ、その他の客観的な事実から判断して、本人の同意の意思が明らかであると考えてはいます。

(稲垣会長) 根拠は何ですか。

(本橋生活衛生課長) そういうふうを考える根拠は、宗教法人が信者もしくは、これから信者になることも考えられる、そういう方々から名簿を集めている、そういう事実があるということです。

(多賀谷委員) 宗教法人による内部の信徒からの情報の収集は、個人情報法保護法の範囲外ですから、それは知らないことでいいです。

(稲垣会長) 問題は、それを市に出すことの同意でしょうね、多分。

(多賀谷委員) それは、宗教法人が任意でおやりになっているということだと思います。

(稲垣会長) 出すか、出さないかは宗教法人の勝手であるという、多賀谷先生のお話。

(多賀谷委員) 勝手といいますか、任意です。

(稲垣会長) 結局、本人から直接収集の原則がありますよね、千葉市としては。宗教法人はもちろん出すのは、法人がいやなのかを今聞いているのではなくて、千葉市として直接収集の制限に反してやるのについて、同意をとっているのかどうかというのが質問なんですけれども。

(本橋生活衛生課長) ですので、口頭もしくは文書による、個別具体的な意思表示として同意があるわけではないです。本人から直接接触しているわけではないので。ただ、宗教法人が墓地を設置するために信者さんから、名簿を求めて提出してもらっていますので、

そこには客観的な事実から判断して同意があると判断はしているということです。

(多賀谷委員) だから、宗教法人に対して、信者の情報を提出しなければ一切許可はしないということは、やはりちょっと問題だと思うんです、恐らくね。ほかの方法で、宗教法人が現実に関われば宗教法人にとって、墓地の需要があるということが分かれば、その場合はそれで許可をすればいいんですけれども、とにかく個人情報を出す、信徒を出さなければ一切許可はしないということになれば、多分、条例違反だろうと思います。

(山口健康部長) 名簿を受け取りますと、一応先ほどのいわゆる墓地の区画数の算定の根拠になりますので、一部の方に連絡をとって本当に墓地が必要であるかどうかということの確認はさせていただいています。全部はいたしませんけれども、つまり同意があるというのが前提でございますので、ここで宗教法人の墓地ができた暁にはお買いになる御予定ですかというのを問い合わせをさせていただきます。それが事務手続上の流れでございますので、そういった流れで、おれは知らないよという話になると、またそれはそれで問題ではあると思いますけれども、今のところそういうような問題は起きてございません。

(多賀谷委員) 一つだけ、ちょっと質問を。収集するのはしようがないかと思うんですけれども、今おっしゃることは許可をした直後にやるわけでしょうか。信徒の方への問い合わせは。

(山口健康部長) いえ。

(多賀谷委員) 許可の前。

(本橋生活衛生課長) 許可の前にやります。

(多賀谷委員) それで、一番聞きたいのは、収集するのはやむを得ないだろうと思うんですけれども、その名簿をいつまで持っているかということが一番気になるころなんだろうけれども、どうされるんですか。要するに、ずっと保管されているんですか。

(本橋生活衛生課長) 永年保存になっています。保存自体は。

(多賀谷委員) 本当は許可し終わったら、廃棄するのが筋だろうと思うんですけれども。だって必要ないでしょう。何で持っているんですか。

(本橋生活衛生課長) 起案処理。

(多賀谷委員) 起案処理といたって、普通は5年とか、何とかしたら捨てるのが普通じゃないでしょうかね。

(本橋生活衛生課長) 墓地は、非常に永続性を求められる施設ですので、許可時の書類を処分してしまいますと、後で内容を確認したりすることができなくなるので、一応保存

期間は永年ということになっております。それと、あと先ほど申し上げたように名簿については、それに添付した形で保管されている形になります。

(稲垣会長) だけど、さらに許可基準であれば、その後持っていなければいけない理由はないんですよね。一定期間というか、多賀谷さんがおっしゃったように、一定期間はいいでしょうけれども、余りすぐに捨ててというふうにはいかないのはわかりますけれども、相当期間でこういう情報はなるべく役所は持たないという、許可のための基準であるなら、その後はいらなわけですね、本来は。何に使うのかはわかりませんが、多目的に使わないのであれば、そういうこともありますよね。

(多賀谷委員) 検討してみてください。

(山口健康部長) この名簿のことが、このようにやり出しましたのは平成19年の改正以降でございますので、今持っているのは、それ以降に申請していたもののみになりますので、先ほど申しました5件になります。従いまして、今の件につきましてはそれをどうするか、今後ちょっと検討させていただいて、不要なものはなるべく持たないような形で検討していきたいと思っております。

(稲垣会長) 結局、必要不可欠だという点について多賀谷先生も、これは必要だろうというお話ですかね。要するに条例で分かれているのは、公益性か宗教法人の宗教の教化、宣伝のためかという、その違いがわからないから、調べる必要があるという、そういうことですね。そのために、宣伝して広めるという場合もあっていいような宗教活動なんですよね。そうすると檀信徒、これから自分の信者をふやしたいという人は、現在の信者でなくてもいいわけだから、そこはどうなんですかね。

(本橋生活衛生課長) 資料1-2の右側を見ていただくとわかるんですが、檀信徒と書いてあるところの規定に資料別紙2です。1-2の右側の真ん中よりちょっと下のところになるんですが、檀信徒と書いてありまして、その中に、一個目として檀家・信徒、次に今後檀家信徒になる予定の人、また宗教法人の教義・典礼等を受け入れる者ということで、広くとらえております。

(稲垣会長) これは、だから具体的じゃないといけないかどうかということなんですね。これから、どんどん信者ふやしたいんだというのも宗教活動ですよね。うちは墓地がいっぱいあるからいいですよというのも活動に入る。だから、宗教活動でなくてはいけないという条例は、それは分かれています。そういうことと今後の人、具体的に決まっていなければいけないというのとの関連性が、関連は少しあるけれども不可欠かという。はい、どうぞ。

(山口健康部長) 名簿を出していただいて、名簿の数、それだけを許可するのではなくて、今おっしゃったようなその後の信者のふえ方というのを勘案して、例えば10年後、これくらいになりますよと、勘案して許可区画数とすることにしておりますので、その基礎となる数字として今現在のわかっている方の数字を下さいという、そういうことに使っております。

(稲垣会長) さっき、考え方の2にあった経営の安定性というか、そっちのほうにも基礎になるに数字。

(山口健康部長) そうです。

(稲垣会長) その後もふえるだろうけれども、基礎になる数字が余り少ないとという、そういうことですか。

(山口健康部長) そうです。

(稲垣会長) 一定数がいると。

(多賀谷委員) これ、将来的にその宗教法人が衰退した場合には、許可の撤回をすることはあるんですか。

(山口健康部長) 基本的に墓地の場合は永続性も。

(多賀谷委員) 永続性があるわけですが、しかし、つぶれたと、その宗教法人が本当になくなってしまった場合はどうするんだろう。

(本橋生活衛生課長) 宗教法人が、確かにそういう、なくなった場合というんでしょうか。そういう場合は、引き継ぐような形態の許可があります。

(多賀谷委員) ほかの宗教団体に引き継ぎの許可をすると。

(本橋生活衛生課長) そうです。任意に引き継ぐような形もあります。

(多賀谷委員) そのときは、新しい宗教団体がちゃんと信徒を持っているかどうかは、そこでチェックをするということ。

(本橋生活衛生課長) はい。それは、改めてそこで許可を取り直す形になりますので。

(多賀谷委員) 営業許可の承継みたいなものでしょうね。

(稲垣会長) 時間が余りないんですが、木村先生せっかくお見えになったので、一言何かありましたら、これで必要不可欠かということ。

(木村委員) 必要性はあると思いますので。

(稲垣会長) あるという御意見の方が多そうですね、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(稲垣会長) では、そういうことに、ただ、先ほどから出ますように管理について、実施機関が管理を慎重にさせていただきたいというふうな感じですかね。このまとめとしては、よろしいでしょうか。そういうことで、とりあえずさせていただいて。これ、意見書は後でつくるんですか、今ある程度用意されていましたよね。

事務局で用意されているのは、必要不可欠であると認められるところまでしかないので、今の話をこの下に足していただくということで、よろしいですかね。

(多賀谷委員) 事務の性質より必要不可欠だったと認められるが、収集した個人情報の管理については、なお検討されたいとか、そんな感じでどうでしょう。

(稲垣会長) そんな程度でいいですね。具体的ではない。なお、検討されたほうがいい。

(多賀谷委員) あとは、会長さんが足してください。

(稲垣会長) あと文案のほうは、今の多賀谷さんの御発言を基本にして、私のほうと事務局で調整させていただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) じゃあ、この件はこの辺で終わりにさせていただきます。

(実施機関 退室)

## 議事(2) 宗教に関する個人情報の収集方法の見直しについて

(稲垣会長) それでは、議事2の宗教に関する個人情報の収集方法の見直しについてを議題といたします。

事務局のほうから説明をお願いします。

(田中主査) それでは、事務局から、これから行います報告の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

昨年の当審議会におきまして、都市局都市部宅地課から個人情報の収集についての報告がなされました。その内容は、先ほど議事1で生活衛生課、環境衛生課から報告されたものと同様で、宗教に関する個人情報を収集したというものでございます。

具体的には、市街化調整区域における寺院建築の許可事務において、その審査のために必要であるとの理由で宗教に関する個人情報を収集したものでございます。この報告につきまして、当審議会としては条例の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱われたいとの意見を述べました。この意見を受けて、所管課である宅地課が個人情報の収集方法の見直しを行うため、案を作成いたしました。本日、提出されておりますのは、その見直し案でありまして、



これについて当審議会から必要に応じてご意見をちょうだいしたいというものでございます。

それでは、実施機関のほうでよろしくお願いいたします。

(増田都市部長) 都市部長の増田でございます。よろしくお願いいたします。

今、御紹介にありましたように、昨年2月8日に開催されました当審議会におきまして、千葉県個人情報保護条例第7条第4項の規定により報告を行ったところ、当審議会から、信者の情報を収集することについては、今後同条例の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱われたいとの意見をいただきました。

そこで、千葉県個人情報保護条例の趣旨に照らして、収集する個人情報の内容及び収集方法について見直すこととしましたので、当審議会に御報告をするものでございます。

見直しの詳細につきましては、宅地課長補佐、上菌より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(上菌課長補佐) 宅地課、課長補佐の上菌でございます。座って説明させていただきます。本日は、宅地課長が所用により出席できないため、宅地課長にかわって説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料2の審議資料の1ページを御覧ください。資料の左記の内容は、平成23年2月8日に当審議会でご報告した内容でございます。そのうち、3から6の項目について見直しを行うこととしましたので、以下変更点について御説明させていただきます。

まず、3の「個人情報の対象者の範囲」については、これまでは申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する信者を対象としておりましたが、信者の個人情報はセンシティブ性が強過ぎるため、対象を「宗教施設の利用を予定する者」に改めることとします。この利用予定者については、資料の右上の概念図を御覧ください。利用予定者の範囲は、これまでの信者名簿に登録された信者に加えて、参拝者や祭事参加者など世俗的な性格の強い宗教的活動に関与する者を対象とします。具体的には、神社が主催する豆まきに参加する方とか、お寺の鐘を暮れにおつきなる方とか、純粋な信者ではない方も対象として想定しております。

本件は、社寺仏閣の建築に対する開発許可の審査でございますので、その必要性を判断するため宗教施設に関する個人情報の収集はやめることは不可能であると考えております。そこで、千葉県個人情報保護条例の趣旨に則り、収集する個人情報のセンシティブ性を少しでも緩和するために、個人情報の対象の範囲を広げたという趣旨でございます。

次に、4の「個人情報の収集先及び収集する個人情報の項目」につきましては、これまでは申請者である宗教法人から信者の居住分布図と信者名簿を収集していたため、信者の個人情報につきましては、信者本人からではなく宗教法人から収集していたという間接収集の問題が生じておりました。そこで、収集方法について見直しを行い利用予定者から、当該宗教施設を利用する旨が記載された申告書を市長あてに提出してもらうことにより、利用予定者本人から収集する直接収集に改めることといたしました。

見直し後の具体的な個人情報の流れについては、5の「情報収集方法」を御覧ください。申請者である宗教法人は、申告書の作成について利用予定者に御依頼いただき、依頼を受けた利用予定者は宅地課に申告書を提出する流れになっております。なお、この利用予定者の負担を軽減するために、利用予定者が作成した申告書について、利用予定者本人から委任された場合に限っては申請者が宅地課に提出することを認めることといたします。

最後に、これらの見直しに伴い6の「収集を行う理由」について変更がありますので、御説明させていただきます。収集を行う理由については、社寺仏閣の建築に当たる開発許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるためですが、基本的な考え方は次の2点からです。

まず、国土交通省が定めた開発許可運用指針が審議資料の2ページ目にごございますので、御覧ください。この運用指針によると、社寺仏閣にかかわる開発行為等の許可の審査に当たっては、特に当該地域に立地する合理的事情が存する必要があるとされており、本市では当該施設の利用予定者が、その周辺に相当数居住していることをもって、合理的事情があると判断しております。そして、このことを確認するためには申請地の周辺に居住している当該施設の利用予定者に、自分が利用予定者であることを申告してもらうことが合理的であり、その他の合理的な手段はないと考えております。

2点目につきましては、仮に当該個人情報を収集しないこととした場合については、申請者の周辺に実際に利用予定者がいるかどうかを確認できないため、申請者の自己申告の内容で許可を行ってしまうことになり、結果として社寺仏閣が市内の市街化調整区域内に乱立するという問題が生じます。このことは、市街化調整区域について、市街化を抑制するという区域であり、開発許可制度により、市街化調整区域における無秩序な市街化を防止している都市計画の趣旨に反すると考えております。

以上の理由により、本件の個人情報の収集は千葉市個人情報保護条例第7条第3項第2号の「個人情報を取り扱う事務の性格上当該個人情報が必要不可欠であると認められると

き」に該当するものと考えております。

なお、以上の見直しに当たりまして、あらかじめ千葉市開発審査会に、都市計画法上の妥当性について諮問を行わせていただき、見直し内容について御了承を得ていることを申し添えさせていただきます。

説明は、以上でございます。

(稲垣会長) それでは、皆さん、今お聞きなった点で、去年は議論いろいろされております。ご記憶の方もいらっしゃると思いますが、その結果こういうふうに見直したというご報告ですね。これについて、この程度の見直しではいけないか、この程度で十分かについてになるかと思いますが、御意見を願えますか。あるいは御質問でも、どうぞ。

(清水委員) 清水です。去年の協議ということですが、ずいぶん明確に申告書が本人から市に提出されることになった点は、評価させていただいているのですが、この申告書についてお尋ねします。

これは、市が定型のフォームをお作りになって、それを各申請者、宗教法人が利用するというような形で運用する予定なのか、それとも申請者が独自にお作りになって、それを市に提出していただくような流れになるのかをお尋ねします。と申しますのは、金融機関の契約書のように、ワンライトで全部に記入できてしまうようにセットになっている書式がございます。同意書が下にセットされていて、自分は明確に同意した覚えはないけれど同意書が出来上がっているというような書式ではなく、明確に自分は同意しましたとわかる形にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

(上藺課長補佐) この見直し案を考えたときに、あくまで参考例ですが、申告書のひな型を作っております。また、この申告書のひな形につきましては、申請者及び利用予定者が、あらかじめどんな書類を市に提出すればよいか分かるように、インターネットで公開する予定でございます。

(清水委員) ありがとうございます。

(稲垣会長) ほかに、何か気になることがあれば、どうぞ。いいですか。

木村先生、どうですか。

(木村委員) ちょっと、私まだ正確に理解していないかもしれませんが、申告書の提出の時期については、どういう整理をされているのか。それから、申告をしなかった場合のサンクションは何なのか。

(上藺課長補佐) まず、一つ目は宗教法人が建築する話でございますから、宗教法人か

ら我々宅地課に対して、こういう許可が欲しいという事前相談があったときに、申告書が必要となりますという話をさせていただきます。

(木村委員) 開発許可の申請の段階でということですね。開発許可で、もろもろの手続上の義務を負うのは宗教法人なんですけれども、宗教法人以外の個人に対して申告の義務を課すということですね。

(上菌課長補佐) 義務を課しているということではなくて、当該宗教施設の利用予定者として本人に申告の意思があるならば、申告書を提出していただきたいということです。もし、そのような意思がなければ、それはそれで構わないということです。

(木村委員) ということで、行政指導として出しても出さなくてもいいと、何のサクシヨンもないということで、これ申告が実際に、なされない、そういう危険性もありますよね。

(上菌課長補佐) それは、それで構いません。要するに私どもは、申請地から半径1キロメートル以内に200人の利用予定者が居住している場合に限り、当該宗教施設の建築について許可を行うので、利用予定者が200人いない場合は、許可を行わないことになるだけです。

(多賀谷委員) 200人集めるわけですね。

(木村委員) はい、わかりました。

(上菌課長補佐) これにつきましては、利用予定者である周辺住民に要望書を提出してもらうということも検討したのですが、都市計画法上は周辺住民について、判例で開発許可の原告適格なしということになっておりますし、周辺住民から要望があれば許可を行うというのは許可制度になじまないと考えているため、採用しませんでした。ただし、周辺住民の日常の宗教的生活における必要性を考慮し、こういう利用予定者という概念を用いて利用予定者が相当数いるのであれば許可しようということでございます。

(稲垣会長) 結局、都市計画法に戻ってしまうんでしょうけれども、基本的には、こういう調整区域は、許可はしないんだけど、需要があるなら許可しようというのが、都市計画法の考え方ですよ。そこへ戻るわけですね、結局。

そんな御説明、ほかにも皆さん何か。はい、どうぞ。

(小川委員) これは、緩和してしまうわけですけども、利用予定者ということで緩和してしまうんですけども。これ、緩和によって簡単に宗教施設、これ建物は宗教施設ですよとって、これが本当に厳密に宗教施設なのかどうか、わからないものがどんどん調

整区域に建って行ってしまったら、一つの抜け道みたいになってしまう恐れがあるのではないかということをご心配するんですけれども、それはないのですか。

(上菌課長補佐) 現行の基準では50戸又は200人の信者が居住していることとしており、一世帯当たりの世帯人員を4名ということで想定しておりましたが、現在の千葉市の一世帯当たりの世帯人員は2.4人ぐらいとなっております。このような現実との乖離を解消するために、50戸を削除し、200人いないと許可を行わないこととしたため、むしろ実質的な規制強化となっておりますので、そういうことはないと思っています。

(小川委員) わかりました。

(岡村委員) この収集方法でございますけれども、流れが変わったということで、それは評価するところでございますけれども、やはりここで委任を受けたというところの文章ですね。ここのところは、やはり一番重要になってくるのではないかなというふうに思います。きちっと利用予定者から委任を受けているんだと、間違いなくという、ここのところですね。ここの手続上として、きちっと対応していただければ結構ではないかなというふうに考えております。

(上菌課長補佐) 申告書の書式について、自署又は記名押印という形とさせていただきます。また、自署又は記名押印したものについて他者に見られたくない場合については、連名によらず単独で申告書を作成し提出してもよい旨を申告書のひな型に記載し、注意喚起することとします。

(稲垣会長) 今の質問の趣旨は、委任をしっかりと取っているのかという。それは本人、自書の場合でしょう。委任は、どういう形式かということの質問だと思うんですけれども。

(上菌課長補佐) 委任の場合は、必要に応じて委任状を提出していただくことも考えられますが、その場合も本人の自署又は記名押印のものを提出してもらうことになると思います。

(多賀谷委員) 宗教法人の関係者が、受任されるというようなこともあり得るわけですね。

(上菌課長補佐) その場合は申告書を偽造されるおそれも考えられますが、申告書の内容は個々の同意に基づく個人情報ですので、見直し前とは異なり御本人に確認できるものと考えております。

(稲垣会長) 要するに、全員ではないけれども抜き打ち的にサンプルで抜いて、電話して間違いありませんかということはやったりしているということですか。少しは。

(上菌課長補佐) 前は、間接収集というお話でありましたので確認は難しいと。これを確認することについて、逆に周辺住民に信者であることのセンシティブ性の高い情報が漏れてしまう危険性があるということで、いろいろありましたけれども、本人からの申請ですので今回は確認できるものと考えております。

(稲垣会長) できるもの、実際しているんですか。

(上菌課長補佐) 委任の場合については、していくつもりで考えております。

(稲垣会長) どうですか。皆さん、何か御質問とか御意見とか。よろしいですかね。

そうすると、今のこの件については特に御質問も、もう終わったということで。去年に比べて大分修正されて緩和されている。しかも、確認のほうも直接確認する気になればできるから賛同するのか確認できるというので。

(木村委員) 済みません。一点。これ言葉づかいとして、こういう法令外の申し出の場合に、申告という言葉は使いますか。普通に考えると租税申告とかですね、法令上の手続のように見えるんですが、もう少しやわらかい言葉のほうがいいような気はするんですけどね。

ただ、實際上、正確な情報を集めなければいけないとか、いろいろ考えるとこういうちょっとした言葉のほうがいいのかもしれませんが、利用申出書とか、そのぐらいが私は無難な感じはしますけどね。それは、ほかの制度との横並びで見ていただいて。

(上菌課長補佐) 市に対して自分が利用予定者であるという事実を通知するというところで、「申告」という文言にさせていただきましたが、申立書とか、ほかに適当な言葉があれば。

(稲垣会長) いや、申立とか申告とか言わずに、その性質がちょっとおかしいというふうに言われたんです。申立とか申告とか、そういうものではなくてということですよ。

(木村委員) 実質はそうですから。

(稲垣会長) ストレートな申立ではないわけですから、この人たちは。同意しているとか、要するにわき役ですよ。わき役が申告という言葉を使うのかというものです。でも、これは審議会の問題ではないです。事務処理の問題ですけど。

(上菌課長補佐) それについては、内部で検討させていただきます。

(稲垣会長) これの、今の運用自体について様式、申告は確かにきついかという感じがしないでもないですけども、ほかに皆さん、よろしいですか。こういう運用になっているということで、特に附帯意見もなしにやってもらって。これも、さっきの問題と同じよ

うに、保管期間はやはり同じ問題があるかと思うんですけれども、これはどうなんですかね。このいただいた名簿の。

(上菌課長補佐) 開発許可の申請書につきましては、5年間ということになっておりますので、5年間は保管させていただきます。前回と同じように個人情報ですから、管理をしっかりとさせていただいて5年たったら処分させていただくと、そういうことでございます。

(稲垣会長) それでは、ほかの開発行為の一式の保存期間で処理していくということで、よろしいですかね。

(岡村委員) これ、いつからスタートする予定なんですか。こういう新しい見直した結果、右側のページのこういうふうな運用にかえるのは、いつからになるんですか。

(上菌課長補佐) 当審議会で御承認いただけるのであれば、4月から施行しようと考えております。

(稲垣会長) では、こういうことで、よろしいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(稲垣会長) 特に、異論がなかったということで。では、どうもありがとうございます。

(実施機関 退室)

### 議事(3) 死者に関する情報の取り扱いについて

(稲垣会長) それでは、次に議事3、死者に関する情報の取り扱いについてを議題とします。

事務局から、御説明をお願いします。

(若菜市政情報室長) それでは、死者に関する情報の取り扱いについて、座って説明させていただきます。

昨年度の本審議会におきましても、本市の現状と課題を簡単ではありますが、説明させていただきました。特に、諮問により審議会としての意見をいただくというものではなく、率直な御意見、御感想をお聞かせいただきたいとの趣旨でございました。

今回も、前回説明し切れなかった事項について、他都市の状況に関する新たな資料をお配りしまして、これらの説明をいたしまして委員の皆様方にざっくばらんに、御発言いただくという趣旨でございます。

それでは、資料3、「死者に関する情報の取扱いについて」によって説明いたします。  
初めに、1ページをごらんください。資料3でございます。

「1 本市の審議会等における考え方の経緯」ですが、本審議会の前身であった懇談会、審議会から過去の提言答申において、死者に関する情報について言及された箇所を抜粋したものでございます。内容は、多少は違いがございますが、いずれも情報の請求権は認められないが保護の対象とはなるというようなものでございました。

次に、「2 本市の現状」ですが、死者に関する情報について実際にあった二つの対応例を御紹介しております。

一番目が、遺族にも開示請求権を認めた事例で、もう一つは遺族の情報でもあるとまでは言えずに、情報提供により対応した事例でございます。このように、死者の情報の取り扱いについては多くはないんですけれども、ケース・バイ・ケースで個別に判断しているというような現状でございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。

「3 政令指定都市等の状況」ですが、まず(1)個人情報の定義について、各都市の条例において個人情報がどのように定義されているのか、その状況を整理しております。個人情報に、死者の情報を含めずに個人情報保護法や、行政機関個人情報保護法と同様に、「生存する個人に関する情報」と定義しております市は本市を含めて6市になっております。生死を問わずに「個人に関する情報」としている市は、仙台市など13市になっております。比較いたしますと、千葉市は少数のグループにあるということになります。

続きまして、(2)の死者の情報に関する取り扱いを条例に明文化している例ですが、ここでは仙台市、川崎市、新潟市の3市を挙げております。実際の各都市の条文については、次のページになりますが資料3別紙1をごらんください。仙台市では、三つの場合を規定しております。死者の相続人は、相続した財産に関する情報、死亡当時未成年者であった死者の親権者は、当該死者に関する情報、死者の死亡当時の配偶者・子及び父母は、死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報を、それぞれ請求できるとしております。

次に、川崎市では死者の保有個人情報について、死者本人の配偶者・子または血族である父母に開示請求権を認めております。新潟市では、死者の保有個人情報について、死者本人の死亡当時の配偶者並びに子及び父母、死者の相続人に開示請求権を認めております。三つの市では、条例によってこのような規定を設けているということでございます。



次に、2ページの(3)のところでございますが、条例以外の規定等で運用している例ですが、札幌市においては要綱によって、また、北九州市では取扱基準によって運用しているということです。両市の実際の規定は、先ほどの別紙1の次のページの2ページになりますが御参照ください。札幌市では、審議会の答申で示された市立札幌病院等が保有する診療に関する記録や診療報酬明細書などの情報について、当該死者の配偶者、子又は血族である父母は開示の申出ができるというふうにしております。また、北九州市では、先ほども申し上げましたが個人情報と生存する個人に関する情報と定義しておりますが、遺族等による死者の個人情報の開示請求の取り扱い基準によって、死者である被相続人から相続した財産に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合などの四つについて、死者の情報ではあっても生存する遺族等の情報でもあるとして、遺族等に開示請求権を認めております。

最後に、2ページ目の(4)、その他の例でございますが、東京都の例を掲げております。平成9年3月に東京都個人情報法保護委員会から提出された報告書を踏まえまして、制度運営がなされておまして、概要につきましては一番最後になりますけれども、別紙2のほうにまとめてございます。

まず、1の経緯でございますが、委員会から提出された報告書において、保有個人情報を開示請求できる者についての運用について、死者に関する情報については①として、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報及び②として、社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど、請求者と密接な関係がある情報、この二つを自己を本人とする保有個人情報に含まれるとするなどの基本的な考え方が示されて、この報告を踏まえて東京都では、条例の関係規定等を改正しているところでございます。

続きまして、2の概要でございますが、これは現在東京都で運用されている死者に関する情報の取扱いについて、まずどのような情報を開示請求できるのか。だれが請求できるのか。それを何で、どのようなもので確認をするのか等をまとめております。

まず①の請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報として、ア、イ、ウの三つを掲げておまして、また②の社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係にある情報として、エを挙げております。例えば、アの請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報は、請求者自身の個人情報であると考えられる情報として、請求の際には不動産の登記事項証明書などによって死者の財産が請求者に帰属していることを確認するとともに、被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本などによ

って、請求者が相続人であることを確認するというふうにしております。このように、東京都ではアからエまで、四つの死者の情報についてそれぞれ確認すべき事項と、確認の際に必要な具体的な文書を規定して、死者の情報に関する請求の対応を運用しているところでございます。

以上が、死者に関する情報の取り扱いについて、前回の審議会資料の追加分として他都市の状況を説明したものでございますが、今回も諮問による審議会としての意見をちょうだいするというものではなくて、このような現状を踏まえて委員皆様方の率直な感想、御意見をお聞かせいただきたいという趣旨でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(稲垣会長) どうも、ありがとうございました。

今のお話、要するに現状を御説明いただいたんですけども、きょうは特に結論を出すというのではなくて、これについて千葉でもある程度基準をつくる必要があるのか、あるいはきょうはここまでいかないけれども、とにかくそれぞれの条例なんかの考え方だと、ここがおかしいのではないか、もうちょっとこういうふうにしたほうがいいような気がするとか、どんな御意見でも結構なんですけれども。談論風発でやっていきたいと思っております。

どうぞ、御質問でも御意見でも。

(岡村委員) ほかの自治体を見ておりますと、流れとしてはこういう流れかなという感じがいたします。やはり、個人の情報ですから、本来、個人のものはずですから、それで仮に個人が亡くなったとかいった状態になれば、通常は普通の遺産と同じように相続していくものだろうという感じもいたします。ただ、その範囲をどこまでにするかという、そういう問題が残ると思っておりますけれども。いわゆる個人情報とえば、個人のものであり、会社のものであれば、自治体のもでもないという。そういう考え方が底辺にあると思っておりますので、やはり個人のをどう尊重して扱っていくかということがポイント、一番基本ではないかと思っておりますので、今のこういう他の市町村、東京都とか、そういったところを見ていますけれども、こういう方向で千葉市も進めていくべきではないかというふうに思います。

(稲垣会長) 例えば、よく勉強しないで申しわけない、わからないんですけれども、生存しない個人の情報は個人情報保護条例の対象ではないという基本的な考え、千葉市の場合はそう。今まで。

(若菜市政情報室長) そうですね。前回も御説明いたしましたけれども条例上ですね、

まず個人情報というのは定義として生存する個人に関する情報という、まず大前提がありまして、それに基づいて死者の情報については、生存する者の情報でもあった場合には、はじめて請求権を認めるというふうなことで整理しておりますので、その運用の仕方がやはりケース・バイ・ケースになって、難しいというのが課題としてあります。

(稲垣会長) はい、どうぞ。

(多賀谷委員) 死者の方は、もう亡くなっているわけですから、こういう形で相続人等関係者がみずからの個人情報として、開示請求するのはいいんですけども、その場合に開示請求を認めた場合に、不開示事由該当性をどう考えるかというのは、一つだけ残っておるんですね。例えば、皆さんもっている逐条解説編、さっきの青いタグがついている資料の100ページに15条2号という。本人の不利益になるおそれがあるとき。生存していることを前提としているわけですけども、その場合に開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報と。その場合に括弧書きで、未成年者、成年被後見人の法定代理人が本人にかわって開示請求する場合には当該本人をいう。つまり、代理人ではなくて、代理される本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報ということになると思います。これを、要するに未成年者もしくは成人被後見人というところを亡くなった人というふうに考えた場合に、亡くなった人の情報を相続人が請求するときに、仮に生きていれば、成年被後見人とか未成年者に場合によると見せたくない。本人は見せたくないということもあり得るわけですが。

ところが、亡くなった場合には、この15条2号は一切外れて、要するにもう何でも見せるということになるのか。それとも、亡くなった場合の死者が、例えば相続人と亡くなった方とは何らかの意味で対立しているような場合に、亡くなったらその対立は解けてすべて丸裸に相続人が見ることができるのか。それとも、何らかで見て亡くなった方の不利益になるおそれのある情報というような、こういう理由を考えるのかということは多分残ると思いますけれども。

(稲垣会長) はい、どうぞ。

(若菜市政情報室長) 今、多賀谷委員がおっしゃるとおりでございますけれども、事例として、例えば、児童虐待等がありまして、それでお子さんが亡くなったときに、その記録を例えば親権者である親が見たいとした場合などが、多賀谷委員がおっしゃったような例に当たると思うんですけども、そういった場合どこまで開示できるのかというのは、かなり難しい問題となりますので、まずは請求できるかどうかということから判断が難

しいのですけれども。さらに、その開示の際の判断というのも、やはり難しくなるということで、これは今後課題になるというふうに考えております。

(稲垣会長) 確かに、難しい。本人の不利益か、本人が知られたくない情報かというのは、またこれを第三者が判定するのちょっと難しいですよ。例えば、銀行預金とか、取引歴なんかもどんどん出ますけれども、それで実は愛人に金を送ったって、そこでわかってしまうと。それを本人は知られたくない。でも、そういうのって保護すべきものかどうかというのを、もうそういう今、多賀谷さんおっしゃった基準が非常に文書上やるとすごい難しいですね。確かに死者の情報を開示していく方向、全体のこういう流れがあるんだけど、そのけじめをどうするかというのは本当に難しいと思います。私も今こういう基準にすればいいのではないかと、ちょっと思いつかないんですけど。

お金だけの問題でも、そういう問題があるんですよ。こんなにもらったのかとか、子供同士でも内緒で弟だけにやっているとか、いろいろなことがありますよね。それが、預金の履歴だけでもわかってしまうということは、そういういろいろな基準がありますね。

ほかにどなたか、この方向性。これは死者の情報開示の大きな意味でなるべく開示していこう、だけど制限すべき部分が別にあるというのではなくて、大きく開示する方向自体間違いだとか、そういう考えの方はいらっしゃいますか。

清水委員などは、そういう事例的に信用情報の開示、そんな中で死者の問題、こういう点が困るのではないかという問題ありますか。

(清水委員) 私は信用情報機関に勤めておりまして、弊社では死者の情報を開示しております。弊社の保有データには死者の情報も含まれており、生存する個人情報を対象としている個人情報保護法から言うと開示の義務はありませんが、故人の親族から要望を受け開示対応しております。昨今、死者の情報開示の要望はだんだん強まっていると感じています。

大変悩ましいのは、どの方に開示請求を認めるか、どういう確認書類を出していただくか、ということです。弊社の受付の範囲、二親等以内の血族が基本であることを示して説明させていただくのですが、例えば、二親等以外の相続人の方から、どうして自分は認められないのか根拠を示せとおっしゃる方もいらっしゃいまして、なかなかそこをご理解いただくのが難しい事例もあります。

もう一つの問題点としては、法律用語がわかりませんが、法的な権利の代理権を認められている方からの請求が増えています。成年後見人、故人の血族に成年後見人がついてい

らっしゃって本人からではなく後見人から請求があり受付した事例とか、不在者財産管理人からとか。

また、弊社の情報は、契約の残高などですが、契約会社が本人死亡の事実を知ると情報を取り下げる運用になっているため、情報がいつまでも残っているわけでもありません。そういったところ、もろもろの問題を含めまして現状に至っております。

(稲垣会長) 済みません。まだ、お聞きしたいんですけど、いわゆる開示されたりして、何か不都合があったようなことは何かありますか。開示した結果、こういう点でトラブルになったとか。

(清水委員) そうですね。その開示した結果、内容について弊社ヘリアクションはありませんが、開示を受けないということについて苦情をいただいたという点は多々あります。

(稲垣会長) はい、ありがとうございます。確かに、本当は知られたいくなかったのに、開示されたとしても、その不満なのは亡くなってしまった人ですから、文句は言ってこないですよ。ですから、不満を言うてくる人が死んでしまっているわけですから、その人のことを忖度してここまで開示していけないかどうかという議論になると難しいですね。

(多賀谷委員) よろしいですか。ほかの政令市の状況で仙台市の場合には、開示を請求することができる、これ正規の開示請求権を認めているということですね。

札幌の場合、これは一応開示の取り扱い要綱で、申出をすることができるとあります。これ申出というのは。

(若菜市政情報室長) 条例上の請求権を認めているわけではなので、申出ができるというものです。

(多賀谷委員) では、拒否した場合は、異議申立はできないという。

(若菜市政情報室長) 異議申立はできないことになります。仙台市の場合ですと、そもそも個人情報自体、定義として生存する個人ではありませんので、スタートラインから千葉市と違うような整理の仕方をしておりますので、仙台市の場合はもう条例で請求権を認めていっているようなことになっています。

(多賀谷委員) 北九州の場合も請求権を認めているわけでしょう。これは要綱だから。

(若菜市政情報室長) 北九州も、やはり条例では請求権を認めているわけではなくて、あくまでも基準で。

(多賀谷委員) 一応、要綱としては自己に関する情報として、遺族等が開示請求できるものとするという。

(稲垣会長) 多賀谷さんがおっしゃったのは、開示請求できるというのは、申出でできるというのは違うだろう。そういう意味ですね。

(多賀谷委員) だから、札幌市は明確にそうではなくて、これは請求権はないんですよ。情報提供だけだと思うんです。それから、仙台市は要するに請求権があるということ、明確に。異議申立をして裁判をできるということ。

(若菜市政情報室長) 済みません。北九州市については、確認したいと思います。

(稲垣会長) 結局、死者の個人情報保護の対象になる情報ではないから、何にも決まっていなくていいということですね。できないというわけでもないし、できるとも決まっていなくていいし、そういうことです。国の保護法でも決めていないわけですね、扱いを。

(多賀谷委員) 国の法律は、明確に入っていないですからね。

(稲垣会長) 入っていないですよ。

(多賀谷委員) 入っていないんですよ。だから、自治体ができるということは、それは拡張するということになると思います。

(若菜市政情報室長) そもそも、個人情報保護条例自体に罰則の規定がありまして、それで罰則の規定を設けるために、個人情報の定義についてやはり保護法益を考えまして、生存する個人に関する情報ということで国の規定に合わせるような形で、千葉市としても検察協議を行ったことがありますので、他都市のように個人に関する情報というような条例改正というのは、かなり時間が必要になるようなことになると思います。

(多賀谷委員) 罰則に絡めていると、要するに例えば、100年前、200年前に亡くなった方の情報、永年保存で持っている情報を持ち出したら罰則がかかるということになるわけですね。

(若菜市政情報室長) そうですね。

(多賀谷委員) それは、ちょっときついですよね、多分ね。

(稲垣会長) ですから、結局、今の状況は個人情報保護の条例なりで、何も戸籍等の取り方や、いろいろな取り方、特に決まっていなくて運用でやっていく、基準を言うならはっきりしないわけですね。いろいろなところで死者の情報は事実上取れていますよね。戸籍謄本だってもちろん、親の戸籍でも当然取れますし、当然というか、条例でも何でもありません。

(多賀谷委員) 要は、保護されてないんだから、それはそういうことです。

(稲垣会長) そういうことなんですよ。それを何か死者について決めようというのは、

逆に言うと何かの権利も決まるけど、できない分野も決まる。要するにはっきりさせろという意味になってしまうわけですかね、結局。

(若菜市政情報室長) そうです。要は、死者の情報ではあっても、残された生存している遺族の情報でもあるというふうに解釈されたときに、はじめて請求権を認めるということになりますので、今の千葉市のやり方としては、です、どこまでを生存する遺族の情報であるかという判断をするための基準を設けるべきなのかどうかということ。そこら辺が課題になっているところですけども。

(稲垣会長) そうですね。死者の情報は非常に幅広いですからね。

(木村委員) ちょっと、よろしいですか。これ条例の体裁はいろいろなんです。実際の裁判例では、かなりこれ緩やかにとといいますか、柔軟に対応しているわけですね。恐らく、札幌のような場合であっても死者の情報を社会観念上、本人の情報と同視できるような場合であれば、法令上は開示請求の対象にしているような、そういう裁判例もあったと思うんです。私は個人情報の審査会のほうで、さんざん調べて御提示した記憶がありまして、稲垣会長のもとで。ですから、裁判例としては条例の体裁にかかわらず、柔軟に対応するような、そういう例が見つけれられたと思います。ですから、やり方としては余り条例とかかえないで、運用で片づけてしまう、東京都のようなのが、一つあり得る姿なのかなというふうに思いますが。

そういうことで検討するのであれば、そういった裁判例も含めてもう少し幅広く見ていかなければいけないのかなという感じはしますけれども、今後の検討方向としてはどうなるんですか。ここでは、一応御意見を伺ったということで、今後また事務局のほうで検討していただいて、また来年とかそういうことになって、ずるずるといくのか、そもそもこれ1年間で何が変わったのか、その辺をお聞かせいただけますか。

(若菜市政情報室長) 済みません。前回、時間の関係で余り御審議していただけなかったものですから。前回、示した資料で不足していた部分、他都市の例がわからないということもございましたので、他都市の状況を今回御紹介させていただきました。木村委員さんがおっしゃるようにやはり裁判例等もありまして、こちらのほうは今回御紹介いたしませんでした。そういったものも含めて検討していかなければならないと思っておりました。ただ、この1年でどう変わったかといいますと、先ほど紹介したようなケース・バイ・ケースの対応で、そういった事例で他都市の例を参考にしながら、どこまで認めるかというような手探りの対応を行っていたところがございます。今後どのように進めていっ

たらいいかということで、委員の皆様方からいろいろ御意見をちょうだいして、例えば具体的にこのように諮問をして審議会に意見を求めるというような方法もありますし、そこまでしなくてもいいというようなことであるならば、さらに研究を進めていくのかなというようなことで、つかみどころのない説明になってしまったんですけども、ちょっと悩ましいところでございます。

(稲垣会長) 事務局も、方針も決まりきらないという難しい問題ですね。もう本当にいろいろな分野で裁判例といっても、民事関係は結構裁判になりやすい。例えば、2、3年前の最高裁だと思うんですけども、銀行の預金関係の取引履歴を開示しろというのが、一時だめだという判例があったんですけども、2、3年前に最高裁で開示を命じたのがあります。それも、死者の情報とか、そういう切り口ではなくて契約上の相続人が契約の地位を承継しているとか、そういう基準からですね。そういうふうに、地位を承継しているという形がかなりの場合、生きている面もある。ところが、行政の場合は地位の承継というのはないですもんね。行政情報に関しては。けども、税金の未払いだ、何だというのはやはり前の分をくれなければ、遺族も払いようがないわけで。そういうのは、やはり請求する場合は出すんでしょうね。生前の未払いがありますよというのは。そういうのを必要に応じて出したりしているし、こっちが請求したら出さないという、ちょっとそれも一方的な感じするし難しいですよ。本当に分野ごとに、いろいろな考えあるように思います。さっきの診療報酬の問題も市のほうでいうと、そういう情報の問題かもしれないけれども、民間でいうと医療契約の内容という形になっていくので、医療契約違反、要するにそういう問題で、最後に合計で損害賠償請求するようになってくると、そういうのは死者の情報かどうかと余り議論しないで、ほとんど出していますね。一般的には、今までとずっと変わっていないので、そういう形で出てます。

市の場合は、そういう死者かどうかという基準で、ここに出ていましたけれども、公的病院のほうは契約ではないんですか、そこがちょっとわからなかったんですけども、そういう民間だったら契約に基づいて出すということになると思うんですね。だからいろいろな分野があって、私も頭の整理がされていないで申しわけないですけども。

ほかに、どなたか。もう思いつきでもいいですから、きょうは。

(多賀谷委員) よろしいですか。若菜さんが言った罰則が適用になるかどうかというのは、個人情報保護条例でいう個人情報あるいは保有個人情報に該当するかどうかという話ですけども、それで要するに個人に関する情報ということで、相続をする限りにおいて



死者の情報も個人に関する情報に入るかどうかという話。条例の場合、国の法律でもそうですけど、条例の場合は別にファイルではなくて、散在情報でも構わないということですから、ずるずると入る可能性がありますね、確かにね。その場合に、ただ、そうはいつでもさっき言った100年、200年前の情報というものです。結局、個人に関する情報というのは、請求する方の情報ということですよ。例えば、私は千葉市民として、私の先祖についての情報を知りたいと、その場合やはり一応一親等とか二親等ぐらい、直系で一代目、二代そのぐらいの情報に実際には限定されることになるんでしょうか。ただ、その範囲内でこういう運用をすれば、やはりそれは個人に関する情報に入ってくるという。それをもってれば保有個人情報になるということなのかもしれません。そのことは、ほかの条例を見ても明確に抜いていないので、罰則のところでは死者に関する情報を請求できるほうになると、ずるずると入る可能性はあるかもしれませんね。

(稲垣会長) 皆さん、ほかに何か。専門的なことでなくても、こういうのは困るんだとかいうのをお持ちであれば、私の経験上こうだという。そういうのはありませんかね。きょうは、特に意見をまとめるでもないし、方向性も全然まとまらないんですけども、きょう、この程度で時間も来ましたので、よろしいでしょうか。

(木村委員) でも、何も決まらなさそうな感じもして、ちょっと気持ち悪いというのはありますけど。大きな方向性としては、条例とか正式な形で変えるのか、それとも運用で変えるのかですよ。恐らく、開示すべき範囲については常識的な範囲内だと、社会通念の範囲内ということ、おおむねのコンセンサスは得られると思うんですがね、それを条例とかの改正につなげるのか、それとも運用でやっていくのか。東京都は、条例は変えないでということですよ。そういう姿がいいのかと。だから、条例を変えると、多賀谷先生おっしゃるように罰則の適用とかいろいろ難しい問題が出てきますから、なかなか踏み切りにくいかなという感じはするんですけども、その辺のリーダーシップを多賀谷先生が取っていただければ。

私の個人的な意見を捨石のように申しますと、条例とかを変えないでも東京都のようなやり方で十分対応できるのではないかなと、運用で対応するというのがある一つあり得るのではないかなという感覚を持っています。これは、まさに裁判例の動向にも載っている話ですので、恐らく、もう行政機関も個人情報保護法ができてから10年以上議論はされていながら、余り進まない話ですよ。進まない話について、もう1年、2年とかかわっているというのは、余り精神衛生上どうかなというのがあるので、もう思い切って何か方向

性を決めてしまうのがいいのではないのかなという感じはいたします。ここでというのは無理かもしれません。

(稲垣会長) 何らかの決める方向に進んでいたほうがいいのではないかと。きょうは、無理だとしても、あるいは次回で、年度途中でこういう議論の会、設けるかということですね。

(木村委員) だから、場合によっては、こういう場でやるのではなくて、もうちょっと多賀谷先生とかが中心となって、法律家がしっかり議論をしてその上でここに上げるとか、決めるんだったらもうちょっと本格的にやったほうがいいという感じはしますけどね。

(稲垣会長) 決めるとすると、そういうプレイチームはつくらないでしょうね。

(多賀谷委員) いや、どうでしょうかね。条例はきついですね。やはり運用基準でしょうね、恐らく。

(稲垣会長) 判例の集積といっても、なかなか今私が言いましたように、民事関係だといくらでも出てきやすい。行政関係で、例えば内申書出してくれないかという、そういう裁判する人がいるかという、なかなかそんな裁判しないですもんね。判例もなかなか出ないんでしょうね、余り。それこそ5年、10年待たないと1年に幾つ出るかということでしょうから。

(若菜市政情報室長) それでは、木村委員からも、御発言ございましたけれども、一応運用でどのように対応できるかというのを、事務局のほうで検討いたしまして、それで再度具体的に諮らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(稲垣会長) 運用でやるとした場合には、やはりかなり多角的に検討する必要があるから、やはり何か4、5人で何かこう委員会みたいなつくる必要があるかも。忙しいからそんな集まれないというかもしれませんね。

それから、こういう審議会に上げるというのは本来でしょうね。ここでゼロから議論するのは、もう無理です。きょうは、この程度でよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、あとは報告事項ですね。

## 報告事項 平成22年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 毎年の情報公開・個人情報保護制度の運用状況の報告に入りたいと思います。

事務局からお願いいたします。

(田中主査) それでは、引き続き御説明を申し上げます。

主に、右上に資料４－２とありますＡ４、３枚のペーパーを使用させていただきますが、随時、冊子でお配りしております資料４－１、情報公開・個人情報保護運用状況報告書というものも参考にしながら行ってまいります。

それでは、資料４－２の１ページをごらんください。こちらは、千葉市公告第４９１号といたしまして、平成２３年１０月１４日付けで千葉市公報に掲載したものでございます。この一段落目をごらんいただきますと、情報公開条例第３０条及び個人情報保護条例第５５条で、両制度の運用状況を公表することとなっており、これを市長から公表した旨が書かれてございます。内容は、大きく三つに分けられます。

一点目が、情報公開条例の施行状況。

二点目が個人情報保護条例の施行状況。

三点目としまして、この審議会です。千葉市情報公開・個人情報審議会の運用状況でございます。

以上の三項目について、順次、御説明を申し上げます。

まず、１ページの始めに１としまして、情報公開条例の施行状況という見出しがございます。これは、(１)から(６)まで六つに分けてまとめられております。

まず、(１)ですが、開示請求の件数及びその処理状況でございます。市の保有する公文書の開示を求める制度、公文書開示制度ですが、これが平成２２年度においてどれくらいあったのかという表でございます。２ページをお開きください。

２ページの上のほうに、前のページから続いております表がございまして、この表の中の最終の行に合計欄というところがございます。平成２２年度では、年間で合計２４１件の公文書開示請求がございました。また、１ページに戻っていただきまして、これを実施機関別に内訳を見ますと市長部局がほとんどでございます。全体の９割を占めておりまして、その中で多いのが都市局が６６件、区役所が合計で５８件、保健福祉局が２８件というような状況になっております。請求内容について、具体的にはどういうものが多いかと申しますと、住居表示台帳や中高層条例に基づく標識設置届、こういったものについての開示請求が多くなっております。

２ページの表の合計欄にお戻りいただきまして、２４１件の開示請求に対しまして２３９件の決定がなされております。この決定というのは、開示決定、部分開示決定、不開示決定、この三種類でございます。そして、開示決定につきましては５５件、全体の２３%

になります。また、不開示情報が入っているということで、その部分を黒塗りして出す部分開示決定というものが147件でございます。そして、すべてが不開示情報に当たるものが12件、また請求された公文書が存在しないというもの、これが25件ございまして、合計37件が不開示決定となっております。なお、請求後に取り下げされたもの、これが29件ございまして、これをすべて合わせまして268件ということになります。

それでは、ここで資料4-1の冊子のほうの25ページをごらんいただけますでしょうか。この冊子の25ページから42ページまでに昨年度ございました241件の開示請求のすべての案件の請求内容と件名、決定内容が細かく記載されております。中身につきましては、お持ち帰りいただきましてごらんいただきたいと存じます。

それでは、たびたび済みません。また、資料4-2のほうに戻っていただきます。引き続き2ページをごらんください。

(2)の不服申し立ての件数及びその処理状況というところでございます。開示請求に対して、部分開示決定や不開示決定を行ったものにつきましては、不服申し立てが出される場合がございます。その状況がここに書かれておりますものでございます。平成22年度では、新たな申し立てが9件ございました。また、それ以前から継続されているものが5件ございました。こうした不服申し立てがございますと、実施機関としましては再度検討を行った上で、弁護士や大学教授などで構成される情報公開審査会へ諮問します。その情報公開審査会の運営状況、これが(3)のところでございます。平成22年度には審査会が6回開催されました。この(2)と(3)の不服申し立ての具体的な内容につきましては、済みません、たびたび資料4-3冊子の44ページでございます。冊子のほうの44ページから53ページ、こちらに関しまして今までの異議申立の内容が時系列で記載されております。この中で、平成22年度中に審査会で取り扱いましたものは、52ページに掲げております38番と39番、それから53ページの46番というところでございます。このうち38番ですけれども、この38番というものは家屋で課税台帳の一部を紙に出力して開示したところ、電子データで開示してほしいという異議申立がございました。この申し立てに対する審査会の判断につきましては、ここには記載されておりませんが、平成23年5月31日に原処分妥当とする答申が出ております。

次に、39号でございますが、こちらは市議会議員からの職員に対する要求行為についてのアンケート結果、このアンケート結果について前議長に関する部分のみを開示したところ、その他の議員に関する部分についても開示してほしいという異議申立がございまして

た。この申し立てについては、現在審査会で審議中でございます。

次に46号でございますが、こちらは暴行事件を起こした中学教師に対する懲戒処分に関する文書について、教師の氏名などを伏せて部分開示をしたところ、氏名などについては開示してほしいという異議申立がございました。この申し立てに対する審査会の判断については、ここには記載されておられませんけれども、平成23年12月13日に原処分妥当とする答申が出ております。

それでは、恐縮でございますが、また資料4-2にお戻りいただきたいと存じます。資料4-2の2ページの下(4)というところでございます。これは、附属機関の会議の公開に関する状況というところでございます。当審議会も附属機関に該当しますが、アの所をごらんいただくと、会議の原則公開を定めた情報公開条例25条の対象となる附属機関の数が全部で184機関でございます。

そして、次のページの一行目、イとしまして会議の全部または一部を公開した会議の数ですが、206回でございます。ウでは会議を原則非公開とする附属機関が45機関とございまして、エについては全部を公開することを原則とする会議であっても、会議の議題の性格上全部非公開とする回、そういう回がございます。それが21回ございましたということが載っているというところでございます。これらの状況につきましては、資料4-1の冊子の67ページに出ておりますので、67ページから68ページにかけてを帰っていただいてごらんいただきたいと存じます。

そして、今度は3ページの上のほうに(5)指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況というものがございます。平成22年度は、指定管理者に対する開示の申出は1件もございませんでした。

続きまして、出資等法人(6)ですけれども、いわゆる外郭団体に対する文書開示申出の件数、処理状況ですけれども、これについては都市整備公社に対して5件の申出がございました。そして、この5件につきましては全部開示決定を行っているという状況でございます。

以上が、情報公開関係の報告でございます。

次に二番目としまして、個人情報保護条例の施行の状況につきまして御説明申し上げます。まず(1)ですが、個人情報の取り扱い事務の届け出状況でございます。個人情報を取り扱う事務を開始したり、変更したり、廃止したりする場合には一定の事項を市長に届けるという規定が個人情報保護条例の中がございます。届け出に関する平成22年度の状

況を表にしたものが3ページから4ページにかけての表でございます。

4ページをお開きいただけますでしょうか。4ページの上のほうに合計欄がございます。新たに開示したものが139件、変更したものが561件、廃止したものが115件で合計しますと1,695件ということでございます。

続きまして、(2)でございますが、個人情報開示請求の件数及びその処理状況でございます。平成22年度は、全体としまして47件の個人情報の開示請求がございました。内訳としましては、区役所が多く39件となっております。処理内容につきましては、開示決定が25件、部分開示決定が20件、不開示決定が10件で、これに取り下げた1件を合わせまして56件ということになります。

続きまして、その下の(3)、(4)訂正請求、利用停止請求というところでございますが、これについては1件もございませんでした。

次に(5)不服申し立ての件数及びその処理状況でございますが、平成22年度においては、新たな不服申し立てはなく、継続の案件が6件という状況でございました。ここで恐縮ですけれども、冊子の143ページをお開きいただけますでしょうか。

143ページの11番から16番という案件。これが、今御紹介しました継続の案件でございます。11番、12番につきましては、中学教諭が自殺したことに関連して、関係者に行われた処分の基礎資料の訂正についての異議申し立てでございます。この異議申し立てについては、平成22年3月31日に原処分妥当との答申が個人情報保護審査会より出されまして、翌月の4月28日に異議申し立てを棄却する決定がなされております。

14番につきましては、市内の小学校の職員が先生ですけれども特定の児童が通っていた病院の医師から、聴取した病状などの記録について、その児童の保護者が訂正を求めたものでございます。その児童の保護者はそうした文書がなぜ作成されたかという件についても、教育長に質問しておりまして、質問書に対して教育委員会が作成した回答文などがあれば、それを開示してほしいという請求をしまして、これに対して実施機関としてはそういった文書は存在しないということで不開示決定を行っております。その不開示決定に対して、異議申立を出したのが13番でございます。そして、この14番、13番につきましては、ここには書いておりませんが、平成23年11月28日審査会から14番については原処分妥当、13番については原処分を認めざるを得ないとの答申が出されておまして、それに基づきまして平成23年12月21日に異議申し立てを棄却する決定がなされております。

15番につきましては、11番と12番と同じ案件で、中学教諭の自殺事件に関して行われた関係者の処分の基礎資料の開示請求についての異議申立てでございます。これについては、現在、審査会において審議中でございます。

16番につきましては、措置入院の際の2人の医師のつくった診断書について、その患者が訂正請求を求めているものでございます。これについても、現在、審査会において審議待ちとなっております。

それでは恐縮ですが、ここで資料4-2に戻っていただけますでしょうか。5ページの中段をごらんいただきたいと思います。（7）簡易な手続による回覧実施というものがございます。こちらは、あらかじめ定めた個人情報につきまして、口頭により開示できるという仕組みでございます。その状況に応じてあるのがこちらでございます、具体的には市職員の採用試験の試験結果や、市立高校、中学校の入試結果について簡易な手続きでごらんいただいた実績が表にされております。

その下にまいりまして、（8）指定管理者の個人情報の開示申し出の件数及びその処理状況というものがございますけれども、ここに関しましては、平成22年度については女性センターを管理しております千葉文化振興財団に対しまして、2件の開示申し出があり、2件とも部分開示決定を行っているものでございます。

次に（9）です。出資等法人いわゆる外郭団体の個人情報開示申し立てでございますが、こちらについては、平成22年度はありませんでした。

最後に三番目としまして、当審議会の運営状況でございますけれども、昨年度は1回開催しまして、条例7条4項に基づく報告などが行われまして、その報告に対しては当審議会から意見がなされたところでございます。そして、ペーパーに載っていないですけれども最後に資料4-2の冊子のほうの106ページをお開きいただきたいと思います。

個人情報の漏えい等の事案につきまして、御報告させていただきたいと思いますが、106ページをお開きください。ここの（4）というところをごらんいただきたいと思います。表の24のところでございますけれども、平成22年度につきましては残念ながら、こういった案件が6件ございました。この6件がどういったものであったかというのが、表25のほうに出ております。誤送信、誤送付というものが3件。紛失が2件、盗難が1件という状況でございます。これらについては、表27のところですが、本人等への情報提供や事案の公表がなされまして、再発防止策も講じられているところでございます。

以上、大変駆け足でございましたけれども、平成22年度の運用状況の報告を終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

(稲垣会長) どうも、ありがとうございました。何か、御質問。今見ていて、これは何でふえたんだろう、減ったんだろうか、御質問があれば。御質問ございませんか。ちょっと早かったので。

(多賀谷委員) 漏えいしたのは、個人の秘密にかかるものではなかったとっていいでしょうか。漏えい者の個人の秘密に関するような情報ではなかった。単なる個人情報だったと。

(田中主査) そうですね。6件ありますので、住所氏名という基礎的な情報もあれば、さまざま情報がございます。

(多賀谷委員) 罰則の適用があるような情報ではなかったということですね。

(田中主査) 具体的事案について、いくつか例を申しあげますと、誤送信などは住所の印字ミスによって違うところに、子ども手当の認定通知書がいつてしまった事案ですとか、あと国民健康保険料の保険料の精算納付書を誤って他の被保険者のところに送ってしまったとか、そういったものですね。あと、盗難というところに関しましては、中学校の先生が生徒の評価・評定等の情報が入ったUSBメモリーを車上荒らしに合って、とられてしまったというようなところでございます。

(稲垣会長) 内容によっては、大変な問題でもあるんでしょうけれども、なかなか難しいですね。今の間違いを防ぐのはね。発信のときに注意したって元のデータが間違っているとどうしようもないわけですしね。あちこちでチェックしないといけないですね。生活保護とか、ああいうものが間違っていくと、あそこ生活保護受けているのとかになったら、プライバシーが大変なことですよ。その点は注意していくということですね。

皆さん、よろしいですか。何か、この情報を見てお聞きしておきたいということはあるですか。ないですか。

では、ちょうど時間も6時ですね。これで終わりたいと思いますが、その前に事務局から追加で何かありましたら。

(若菜市政情報室長) 本日の会議議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成し、委員の皆様へお送りいたしまして御意見をちょうだいいたします。いただいた御意見を元に修正案を作成いたしますので、その確定については会長さんに一任させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。



(異議なし)

(稲垣会長) よろしいですか。そういうことで、やらせていただきます。

(大野総務局長) 本日は長時間、慎重な御審議をいただきまして、また貴重な御意見を多くいただきまして、まことにありがとうございました。御承知かと思いますが、本審議会委員の任期は2年となっております、来月末をもって一応任期満了ということでございます。

委員の皆様には、これまで本市の情報公開・個人情報保護の推進にお力添えをいただきましたこと、改めまして厚く御礼申し上げます。また、引き続き市政の推進に御支援、御協力をちょうだいできればと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

(稲垣会長) 以上をもちまして、第10回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。どうも、きょうはありがとうございました。

——了——